

1. ニース協定の沿革

ニース協定は、加盟国が商標及びサービスマークの登録のための商品及びサービスの分類として各国共通の国際分類を採用することを目的に、パリ条約第19条の特別取極として、1957年にニースで締結された協定であり、1961年4月8日に発効しました。

その後、1967年にストックホルムで、1977年にジュネーヴで改正され、さらに、1979年にジュネーヴで修正されて現在に至っています。

正式名称を「1967年7月14日にストックホルムで及び1977年5月13日にジュネーヴで改正され並びに1979年10月2日に修正された標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する1957年6月15日のニース協定」といいます。

そもそも、商品に関する国際分類創設の必要性は、古くから唱えられており、1925年のパリ条約ヘーグ改正会議の決議に基づき、1926年に専門家委員会で検討を開始し、1929年に分類案を決定しました。その後、1933年に開かれた専門家委員会は、前記分類を補完するものとして商品の類別表及びアルファベット順一覧表を決定し、1935年に商品の国際分類として公表しました。

その前年の1934年のパリ条約改正会議において、パリ同盟の構成国に対し、この国際分類を採用するよう勧告する決議が採択されましたが、採用する国は少ないものでした。そのため、1953年に開催された国際分類についての関係国の会合において、国際分類の採用と維持のための国際協定を作成することが決議され、知的所有権保護合同国際事務局(BIRPI)を中心に作成作業が進められた結果、1957年6月にニースで開催された外交会議において「商標が使用される商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」として採択されました。同協定は、1961年4月8日に発効し、1963年にはサービスに関する分類を追加しました。

その後、1967年、世界知的所有権機関(WIPO)設立条約の締結に伴い、同盟の管理機構の近代化を図るため、(i)総会の創設、(ii)財政制度の弾力化、(iii)管理規定の修正手続の新設を主たる内容とする改正協定(ストックホルム改正協定)が採択されました。同改正協定は、1969年11月12日(東ドイツを承認しない国については、1970年3月18日)に発効しました。

なお、この改正の際に、協定の名称が「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定」へ変更されました。

また、1977年、国際分類の修正手続、専門家委員会及び協定の言語に関する規定等の改善を図るために、新たな改正協定(ジュネーヴ改正協定)が採択されました。同改正協定は、1979年2月6日に発効しました。さらに、ストック

ホルム改正協定及びジュネーヴ改正協定は、1979年に、国際連合の予算年次にあわせ、他の工業所有権保護に関する諸条約とともに3年予算から2年予算に、また通常総会の開催を3年に1回から2年に1回と修正しました。同修正は、1982年9月6日に発効し、現在に至っています。

2. ニース協定加盟国

(2011年9月現在) 83カ国
(出典：WIPOホームページ)

- | | | |
|--------------|-----------------|------------------------|
| (1) アイスランド | (29) ジャマイカ | (57) フィンランド |
| (2) アイルランド | (30) シリア | (58) フランス |
| (3) アゼルバイジャン | (31) シンガポール | (59) ブルガリア |
| (4) アメリカ | (32) スイス | (60) マルティニーク・グアドループ共和国 |
| (5) アルジェリア | (33) スウェーデン | (61) ベナン |
| (6) アルゼンチン | (34) スペイン | (62) ベラルーシ |
| (7) アルバニア | (35) スリナム | (63) ベルギー |
| (8) アルメニア | (36) スロバキア | (64) ボスニア・ヘルツェゴビナ |
| (9) イギリス | (37) スロベニア | (65) ポーランド |
| (10) イスラエル | (38) セルビア | (66) ポルトガル |
| (11) イタリア | (39) セントルシア | (67) マラウイ |
| (12) ウクライナ | (40) セントキッツネイビス | (68) マレーシア |
| (13) ウズベキスタン | (41) タジキスタン | (69) メキシコ |
| (14) ウルグアイ | (42) タンザニア | (70) モザンビーク |
| (15) エジプト | (43) チェコ共和国 | (71) モナコ |
| (16) エストニア | (44) 中国 | (72) モルドバ |
| (17) オーストラリア | (45) チュニジア | (73) モロッコ |
| (18) オーストリア | (46) デンマーク | (74) モンゴル |
| (19) オランダ | (47) ドイツ | (75) モンテネグロ |
| (20) カザフスタン | (48) ドミニカ | (76) ヨルダン |
| (21) 韓国 | (49) トリニダード・トバゴ | (77) ラトビア |
| (22) 北朝鮮 | (50) トルクメニスタン | (78) リトアニア |
| (23) ギニア | (51) トルコ | (79) リヒテンシュタイン |
| (24) キューバ | (52) 日本 | (80) ルクセンブルク |
| (25) ギリシャ | (53) ノルウェー | (81) ルーマニア |
| (26) キルギスタン | (54) パーレーン | (82) レバノン共和国 |
| (27) グルジア | (55) バルバドス | (83) ロシア連邦 |
| (28) クロアチア | (56) ハンガリー | |

3. ニース協定の概要

この協定は、国際的に共通な分類(国際分類)を採用することを目的に締結された協定で、加盟国に国際分類の採用を義務付けています。

協定本文は、14条から成っています。協定の概要は、以下のとおりです。

・ 特別の同盟の形成、国際分類の採用並びに国際分類の定義及び用語(第1条)

この協定が適用される国は、特別の同盟を形成し、標章の登録のための商品及びサービスの共通の分類(以下「国際分類」という。)を採用する。

国際分類は、(i)類別表(注釈が付されている場合は、その注釈を含む。)、(ii)商品及びサービスのアルファベット順一覧表(商品又はサービスごとにその属する類を表示したもの)で構成する。

国際分類は、ひとしく正文である英語及びフランス語で作成する。

・ 国際分類の法的効果及び使用(第2条)

国際分類の効果は、各同盟国が定める。

国際分類を主たる体系として使用する*1か又は副次的な体系として使用する*2かは各同盟国の任意であるが、同盟国の権限のある官庁は、標章の登録に関する公文書及び公の出版物に、登録される標章に係る商品又はサービスの属する国際分類の類の番号を表示しなければならない。

*1「主たる体系として使用する」とは、標章の登録に関する公文書及び公の出版物(例えば、商標公報及び商標登録原簿)に国際分類の類の番号を記載し、文献の検索等において国際分類を主たる分類として使用することを意味します。

*2「副次的な体系として使用する」とは、標章の登録に関する公文書及び公の出版物に国際分類の類の番号を併記し、文献の検索等において国際分類を補完的に使用することを意味します。

・ 専門家委員会(第3条)

各同盟国の代表からなる専門家委員会を設置する。

専門家委員会は、(i)国際分類の変更*3の決定、(ii)国際分類の使用を容易にし及び国際分類の統一的な付与を促進するための同盟国に対する勧告、(iii)発展途上国による国際分類の付与を容易にすることに役立つ措置、(iv)小委員会及び作業部会の設置を行う。

*3 国際分類の変更とは、修正(商品若しくはサービスの一の類から他の類への移行又は新たな類の設定)及びその他の変更(類別表の変更、注釈の変更、アルファベット順一覧表の商品若しくはサービスの追加・削除・表示の変更)をいいます。

国際分類の変更の決定をするにあたり、各同盟国は一の票を有する。

国際分類の修正の採択に関する決定は、代表が出席しかつ投票する同盟国の5分の4以上の多数による議決で行う。その他の決定については、代表が出席しかつ投票する同盟国の単純過半数による議決で行う。

・変更の通知、効力発生及び公表(第4条)

専門家委員会が決定した変更及び専門家委員会の勧告は、国際事務局が同盟国の権限のある官庁に通知する。国際分類の修正は、通知の発送の日の後6箇月で効力を生じ、その他の変更は、その変更が採択される時に専門家委員会が定める日に効力を生ずる。

国際事務局は、効力の生じた変更を国際分類に組み入れ、総会が指定する定期行物により公表する。

・管理規定(第5条から第7条)

同盟の総会(第5条)、国際事務局(第6条)、財政(第7条)について規定している。

同盟国は、ニース協定の分担金の支払い義務を有する。

・最終規定(第8条から第14条)

第5条からこの条までの規定の修正(第8条)、批准及び加入並びに効力発生(第9条)、有効期限(第10条)、改正(第11条)、廃棄(第12条)、パリ条約第24条との関係(第13条)、署名、用語、寄託及び通報(第14条)について規定している。

4. 国際分類の概要

国際分類とは、上記ニース協定第1条において加盟国に採用を義務付けている標章の登録のための商品及びサービスに関する国際的に共通の分類をいいます。

このように、国際分類は、ニース協定にとっては重要な事項であるので、同条で国際分類の構成、用語等について規定しています。

国際分類は、類別表並びに商品及びサービスのアルファベット順一覧表から構成されています。

また、国際分類は、正文である英語版及びフランス語版があります。日本は英語版を利用しています。

この国際分類は、1963年に商品に関する34分類及びサービスに関する8

分類からなる42分類の構成で初版が発行されました。その後、1982年には、一般的注釈、類見出し、注釈についての修正が行われ、1990年には、他の言語のアルファベット順一覧表でも、ユーザーが同じ商品又はサービスの表示を見つけることができるように、アルファベット順一覧表上の商品及びサービスの表示ごとに固有番号が付与されました。さらに、2000年には、サービスに関する分類が改正されて、新たに第43類から第45類の3分類が追加され、45分類の構成となって、現在に至っています。

国際分類第10版のアルファベット順一覧表の英語版に掲載されている商品及びサービスは、商品9569項目及びサービス1240項目です。

・ 類別表 (List of Classes)

類別表は、商品及びサービスの類別を定めたものであって、一般的注釈、類見出し及び注釈から構成されています。類見出し及び注釈は、各類に属する商品又はサービスの概要を示したものであり、商品に関する34分類(第1類～第34類)及びサービスに関する11分類(第35類～第45類)それぞれについて記載されています。

・ 一般的注釈 (General Remarks) :

ある商品又はサービスを類別表、注釈及びアルファベット順一覧表によって分類することができない場合に適用する基準を示したものの。

・ 類見出し (Class Heading) :

商品及びサービスが原則として属する類の範囲をおおむね表示したものの。

・ 注釈 (Explanatory Note) :

類別表を説明するもので、分類の決定等を容易にするために類別表に付されているものであり、必要に応じて類ごとに付されています。

・ 商品及びサービスのアルファベット順一覧表 (Alphabetical list of goods and services)

商品及びサービスのアルファベット順一覧表は、商品及びサービスの品目をアルファベット順に列挙し、商品又はサービスごとにその属する類を表示したものであって、個々の商品又はサービスが国際分類のいずれの類に属するかを決定する際の便宜に資するものであり、商品及びサービスの品目を(i)全ての類(第1類～第45類)を通じてアルファベット順に列挙したPART ・ と、(ii)各々の類でアルファベット順に列挙したPART ・ があります。

5. 国際分類の変更

国際分類の変更の提案は、同盟国の権限のある官庁、国際事務局、専門家委員会にオブザーバーを出席させた政府間機関及び専門家委員会により提案を行うよう特に要請された機関又は国が行うことができます。国際事務局に提出された提案は、専門家委員会によって設置された準備作業部会で討議し、準備作業部会の勧告に基づいて専門家委員会が変更の最終決定を行ってきました。

国際分類は、これまでに数次変更されており、初版は1963年、第2版は1971年、第3版は1981年、第4版は1983年、第5版は1987年、第6版は1992年、第7版は1996年、第8版は2001年及び第9版は2006年に公表されています。

第9版から第10版への改訂にあたり、各国から提出された提案が、第26回準備作業部会（2007年11月開催）、第27回準備作業部会（2008年10月開催）及び第28回準備作業部会（2009年11月開催）において検討されました。そして、3回の準備作業部会において可決又は否決された追加、修正、削除、類の移行等712項目が第21回専門家委員会（2010年11月開催）に勧告され、審議の結果、459項目の提案が採択されました。

また、専門家委員会は、現行の5年の版改訂期間が現代の商標管理上の商品・サービスのニーズに合致していないとの指摘を受けて、2006年から2008年の間に計3回のアドホック作業部会を設置し、同作業部会において、専門家委員会手続規則の改正についての検討を行いました。

その結果、第21回専門家委員会において当該手続規則の改正が決定され、(i) 電子フォーラムを利用して「国際分類の変更(修正を除く。)」等の投票・決定を行うこと、(ii) 5年に1回開催されていた専門家委員会を少なくとも1年に1回開催し、「国際分類の変更」を毎年発効すること、(iii) 毎年の「国際分類の変更」の発効日について、決定後、発効までに少なくとも6か月の期間を確保すること等が決定されました。

なお、第21回専門家委員会においては、版の改訂期間を原則5年とすることが維持され、2012年1月1日よりニース国際分類第10版として発効することが決定されました。そして、専門家委員会手続規則の改正を受け、「国際分類の変更(修正を除く。)」を毎年発効することとなりました。

6. 我が国のニース協定への加入と国際分類の本格的採用

知的財産権の国際的ハーモナイゼーションの一環として、我が国はニース協定に加入することとし、1989年の第114国会において加入の承認を得、1990年2月20日に我が国について加入の効力が生じました。

我が国は、ニース協定への加入に際し、当初は、国際分類への理解と習熟を深めるため、国際分類を副次的な体系として使用してきましたが、サービスマーク登録制度が導入された1992年4月1日からは、これを主たる体系としての使用に移行しました。

国際分類を主たる体系として使用するにあたり、我が国の分類を定める商標法施行令第1条別表(政令別表)及び商標法施行規則第3条別表(省令別表)を、当時採用されていた国際分類第6版に即したものに改正しました。

さらに、1997年1月1日からの国際分類第7版の発効に伴い、それに即して商標法施行規則第6条別表(法改正により旧第3条別表が第6条別表となった。)を改正し、同日付けで施行しました。また、2002年1月1日からの国際分類第8版の発効に伴い、それに即して商標法施行令第1条別表及び商標法施行規則第6条別表を改正し、同日付けで施行、2007年1月1日からの国際分類第9版の発効に伴い、それに即して商標法施行令第1条別表及び商標法施行規則第6条別表を改正し、同日付けで施行しました。

そして、2012年1月1日からの国際分類第10版の発効に伴い、それに即して商標法施行規則第6条別表を改正し、同日付けで施行することとしています。

7. 加盟国以外の国際分類採用国及び政府間機関

(2011年9月現在) 66ヶ国4政府間機関

(出典: WIPO国際分類第10版公報)

●国名

- | | | |
|-----------------|----------------------|--------------|
| (1) アラブ首長国連邦 | (24) コンゴ | (47) パキスタン |
| (2) アンゴラ | (25) サウジアラビア | (48) パナマ |
| (3) アンチグアバーブーダ | (26) サモア | (49) パラグアイ |
| (4) イエメン | (27) ザンビア | (50) バングラデシュ |
| (5) イラク | (28) サンマリノ | (51) フィリピン |
| (6) インド | (29) シエラレオネ | (52) ブラジル |
| (7) インドネシア | (30) ジブチ | (53) ブルンジ |
| (8) イラン | (31) ジンバブエ | (54) ベトナム |
| (9) ウガンダ | (32) スリランカ | (55) ベネズエラ |
| (10) エクアドル | (33) スーダン | (56) ペルー |
| (11) エチオピア | (34) スワジランド | (57) ボツワナ |
| (12) エル・サルバドル | (35) セイシェル | (58) ボリビア |
| (13) オランダ領アンティル | (36) セントセントアン・グレンディネ | (59) ホンジュラス |
| (14) ガーナ | (37) ソロモン諸島 | (60) ダガスカル |
| (15) ガイアナ | (38) タイ | (61) マルタ |
| (16) カタール | (39) チリ | (62) 南アフリカ |
| (17) カンボジア | (40) トンガ | (63) モーリシャス |
| (18) キプロス | (41) ナイジェリア | (64) リビア |
| (19) グアテマラ | (42) ナミビア | (65) ルワンダ |
| (20) クウェート | (43) ニカラグア | (66) レソト |
| (21) ケニア | (44) ニュージーランド | |
| (22) コスタリカ | (45) ネパール | |
| (23) コロンビア | (46) ハイチ | |

●政府間機関名

- (1) アフリカ知的財産機関 African Intellectual property Organization (OAPI)
- (2) アフリカ広域工業所有権機関 African Regional Intellectual Property Organization (ARIPO)
- (3) ベネルクス知的財産庁* The Benelux Office for Intellectual Property (BOIP)
- (4) 欧州共同体意匠商標庁 Office for Harmonization in the Internal Market (OHIM)